

平成15年度厚生労働科学研究費補助金(特別研究事業)  
職場における過労死・自殺予防に関する研究

## 企業における「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の効果に関する研究

分担研究者 西村重敬 栗原伸公

### I 調査目的

「過重労働による健康障害防止のための総合対策(平14年基発第0212001号)」(総合対策)への取組状況や課題を調査することを目的とした。

### II 調査対象と調査方法

全国6県51ヵ所の地域産業保健センターの相談医約220人と(社)日本産業衛生学会産業医部会員487人を対象に郵送法で自己記入式アンケート調査を平成16年1月に送付した。

### III 調査結果

1 回答数 231人から回答が得られた。

#### 2 回答者の背景

・属性(医師の専門);	産業医学	42%
	内科系	38%
	外科系	15%
・専属産業医;	51%	
・事業場との接触頻度;	ほぼ毎日	33%
	月に2~4回	22%
	月に1回	29%
・業種;	製造業	65%
	非製造業	25%
	公務	5%
・担当事業場の労働者数1,000人以上;	32%(平均1,100人)	
・事業場に裁量労働者が占める割合(当該事業場の労働者全体を100とする)	平均5%、中央値0%	

#### 3 事業場の時間把握

一般職	90%
管理職	53%(うち、本人申告41%、タイムカード41%)
裁量労働者	53%(うち、本人申告52%、タイムカード24%)
・時間外労働をしている労働者のいる事業場の割合	(事業場数全体(144)を100とする)
月45時間超	70%
2~6ヶ月平均80時間超	47%
月100時間超	35%

4 過重労働の把握方法等 (回答者全体(178)を100とする)

・過重労働対策の対象者の選定基準に使用する指標

1ヵ月の時間外労働時間	71%
複数月の平均時間外労働時間	38%
健康診断結果から健康リスクが大きい場合	18%
労働者の自覚症状や申告	13%
退社時間の遅さ	5%

(その他の基準)

- 労働者の睡眠時間を基準
- 深夜の帰宅時間を基準
- 一部の部署や組織を対象
- 希望者を対象
- 管理者や上司からの報告
- 休日出勤が1ヵ月4日以上
- 年間の残業時間による
- 体重2kg以上の減少または仕事に耐えられない場合
- 基準以下でも連続して残業時間の長い対象者を抽出

- ・過重労働者の割合;平均6.2%(中央値3.0%)
- ・過重労働者のリストが産業医に開示されているところは、定期的な報告が過半数、不定期の報告を含めると3/4を超えた。報告者は、事業所長か人事担当者というところが約3/4であった。
- ・健康診断において時間外労働時間を調査しているところと調査していないところは概ね半数ずつであった。

5 衛生管理者の役割 (回答者全体(174)を100とする)

いずれかの役割がある	60%
職場における過重労働実態の産業医への報告	29%
産業医の助言指導の職場への報告	26%

6 看護職の役割 (回答者全体(132)を100とする)

保健指導	55%
生活習慣調査	39%
時間外労働時間の産業医への伝達	34%

## 7 過重労働者の健康診断

・57%の事業場で過重労働者の健康診断が実施されていた。

・実施方法 (回答者全体(173)を100とする)

産業医面談後に必要な際	36%
一律に実施	16%
一般定期健康診断に項目追加	5%

・健康診断項目 (健康診断を実施していると回答した者全体(99)を100とする)

特別な問診票	57%
生化学検査	21%
専門医診察	26%
血球検査	14%
負荷心電図検査	7%
頸動脈超音波検査	2%
心臓超音波検査	4%
内分泌検査	3%

・過重労働に関連した医療機関への紹介は38%に経験があった。

(内訳) (経験ありと回答した者全体(66)を100とする)

抑うつ	59%
心身症	35%
不整脈	27%
狭心症疑い	17%

## 8 過重労働の教育

・過重労働の教育は、47%の事業場で実績があった。

・教育の実施者と受講者は、産業医が管理・監督者に対して実施した場合が最も多く約半数を占め、次いで、対象者が安全衛生委員会委員であった場合が約2割であった。過重労働者のみを対象としたものの割合は1割未満であった。

(教育を実施したことがあると回答した者全体(108)を100とする)